

社会福祉法人

ときがわ町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

平成 28 年 12 月 26 日

社協規程第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ときがわ町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に、別表 1 により費用を弁償する。

(費用弁償の支給方法)

第 4 条 役員には、法人業務を行う都度費用弁償を支給する。

2 費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

別表1 費用弁償の額  
日額 1,000 円